

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月17日
【報告者の名称】	サツドラホールディングス株式会社
【報告者の所在地】	札幌市東区北8条東4丁目1番20号
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北8条東4丁目1番20号
【電話番号】	011-788-5166(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 小西 憲明
【縦覧に供する場所】	サツドラホールディングス株式会社 (札幌市東区北8条東4丁目1番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注1) 本書中の「当社」とは、サツドラホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、テラ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年6月22日付で提出した意見表明報告書につきまして、()公開買付者が、2026年7月17日付で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,220円から1,260円に変更すること(以下「本価格変更」といいます。)を決定したこと、()公開買付者が、2026年7月10日付で、廣岡聖司氏(以下「廣岡氏」といいます。所有株式数：914,300株、所有割合：6.63%)、米原まき氏(以下「米原氏」といいます。所有株式数：831,800株、所有割合：6.04%)、株式会社三原色(所有株式数：1,191,000株、所有割合：8.64%)及び株式会社青空商事(所有株式数：496,200株、所有割合：3.60%)(以下、廣岡氏、米原氏、株式会社三原色及び株式会社青空商事を総称して「本応募誓約株主」といいます。)から、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%)について本公開買付けへ応募することを誓約し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約する、本公開買付けの応募に関する誓約書を受領したことに伴い、公開買付者が本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出したことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

()検討・交渉の経緯

()判断の内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得

()特別委員会における検討の経緯

()特別委員会における判断内容

当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

(6) 公開買付けに係る重要な合意

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年6月22日(月曜日)から2026年8月3日(月曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,220円(注1)
買付予定数の上限	—(株)
買付予定数の下限	4,165,800(株)(注2)

< 後略 >

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年6月22日(月曜日)から2026年8月3日(月曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,260円(注1)
買付予定数の上限	—(株)
買付予定数の下限	4,165,800(株)(注2)

< 後略 >

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(1) 【意見の内容】

(訂正前)

当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2026年7月10日に公開買付者より、公開買付者が本公開買付価格を1,220円から1,260円に変更すること(以下「本価格変更」といいます。)を行う旨の意向を示されたことを受けて、本価格変更について慎重に協議及び検討を行った結果、2026年7月17日付の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記のいずれの取締役会決議も、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 【意見の根拠及び理由】

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本株式併合の完了後、最終的に本吸収合併(以下において定義します。)及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう、トミーコーポレーションの保有する当社株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割(以下において定義します。)を行った上で、当社による本不応募株式の一部取得(以下「本自己株式取得」といいます。)(注4)(注5)を実施することを予定しているとのことです。

(注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。が、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3)に該当しないため、当社は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格(株式併合前の当社株式1株当たり1,011円。以下「本自己株式取得価格」といいます。)(注4)は、()法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)(注5)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、()仮にトミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付け価格の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することを予定しているとのことです。これにより、本公開買付けにより本不応募株式も含めた全ての当社株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付け価格を引き上げることが可能となり、一般株主の利益の最大化を図ることができることとなるとのことです。このように、本自己株式取得は、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものであるとのことです。

< 中略 >

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本公開買付けに関連して、2026年6月19日付で、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、取引基本契約(以下「本取引基本契約」といいます。)(注6)を締結し、トミーコーポレーションは、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本株式併合を行うための必要な手続を実施すること(本臨時株主総会(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」)において定義します。)(注7)における賛成の議決権の行使を含みます。)(注8)、本自己株式取得、本吸収合併及び本株式交換の実施等について合意しているとのことです。本取引基本契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本株式併合の完了後、最終的に本吸収合併(以下において定義します。)及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう、トミーコーポレーションの保有する当社株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割(以下において定義します。)を行った上で、当社による本不応募株式の一部取得(以下「本自己株式取得」といいます。)(注4)(注5)を実施することを予定しているとのことです。

(注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。が、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3)に該当しないため、当社は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格(株式併合前の当社株式1株当たり1,037円。以下「本自己株式取得価格」といいます。)(注4)は、()法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)(注5)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、()仮にトミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付け価格の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することを予定しているとのことです。これにより、本公開買付けにより本不応募株式も含めた全ての当社株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付け価格を引き上げることが可能となり、一般株主の利益の最大化を図ることができることとなるとのことです。このように、本自己株式取得は、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものであるとのことです。

< 中略 >

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本公開買付けに関連して、2026年6月19日付で、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、取引基本契約(以下「本取引基本契約」といいます。)を締結し、トミーコーポレーションは、本応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本株式併合を行うための必要な手続を実施すること(本臨時株主総会(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。))における賛成の議決権の行使を含みます。)、本自己株式取得、本吸収合併及び本株式交換の実施等について合意しているとのことです。また、公開買付者は、2026年7月10日付で、廣岡聖司氏(以下「廣岡氏」といいます。所有株式数：914,300株、所有割合：6.63%)、米原まき氏(以下「米原氏」といいます。所有株式数：831,800株、所有割合：6.04%)、株式会社三原色(所有株式数：1,191,000株、所有割合：8.64%)及び株式会社青空商事(所有株式数：496,200株、所有割合：3.60%)(以下、廣岡氏、米原氏、株式会社三原色及び株式会社青空商事を総称して「本応募暫約株主」といいます。))から、本価格変更を前提として、本応募暫約株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%)について本公開買付けへ応募することを暫約し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを暫約する、本公開買付けの応募に関する暫約書(以下「本応募暫約書」といいます。))を受領しているとのことです。

本取引基本契約及び本応募暫約書の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年6月19日、本公開買付価格を1,220円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、2026年3月下旬以降、丸の内キャピタルは、トミーコーポレーションとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めたとのことです。

具体的には、丸の内キャピタルは、富山氏との間で、2026年3月31日に、本提案書の内容について、2026年4月8日に、本取引のスキーム並びにトミーコーポレーション、富山氏及び公開買付者との間で締結する本取引基本契約の内容及び締結時期について、2026年5月8日に、本取引のスキームの詳細(本株式併合によるスクイーズアウト手続、本自己株式取得及び本株式交換等)について、2026年5月15日に、本公開買付価格の水準並びに本自己株式取得の価格及び方法について、2026年5月26日に、本公開買付価格の水準について、2026年6月3日に、本公開買付価格の水準及び本取引基本契約の内容について、それぞれ協議を行い、公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結したとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年6月19日、本公開買付価格を1,220円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、2026年3月下旬以降、丸の内キャピタルは、トミーコーポレーションとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めたとのことです。

具体的には、丸の内キャピタルは、富山氏との間で、2026年3月31日に、本提案書の内容について、2026年4月8日に、本取引のスキーム並びにトミーコーポレーション、富山氏及び公開買付者との間で締結する本取引基本契約の内容及び締結時期について、2026年5月8日に、本取引のスキームの詳細(本株式併合によるスクイーズアウト手続、本自己株式取得及び本株式交換等)について、2026年5月15日に、本公開買付価格の水準並びに本自己株式取得の価格及び方法について、2026年5月26日に、本公開買付価格の水準について、2026年6月3日に、本公開買付価格の水準及び本取引基本契約の内容について、それぞれ協議を行い、公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結したとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後の当社株式の市場取引の状況、より確実に本公開買付けを成立させ、本公開買付けの趣旨に賛同して応募いただいた株主の皆様のご意向をできる限り反映する必要性を総合的に勘案した結果、2026年7月1日以降、廣岡氏及び米原氏に対し、本公開買付けへの応募を打診し、両者との間で協議を行ったとのことです。

公開買付者は、2026年7月1日に、廣岡氏及び米原氏に対し、本応募誓約株主による、株式市場における当社株式の取得状況及びその背景についてヒアリングを行い、廣岡氏及び米原氏からは、当社の成長性を評価し、その企業価値の更なる向上を期待していることから当社株式を取得している旨の説明を受けたとのことです。その後、2026年7月8日に、公開買付者は、廣岡氏及び米原氏に対して、本公開買付け開始後の当社株式の市場取引の状況、本公開買付けの趣旨に賛同して応募いただいた当社の株主の皆様のご意向も踏まえ、より確実に本公開買付けを成立させることで、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供する必要性を総合的に勘案した結果、本価格変更について検討していることについて説明したとのことです。その後、公開買付者は、本応募誓約株主から、2026年7月10日付で、本価格変更を前提として、本応募誓約書を受領したとのことです。本応募誓約書の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、上記の廣岡氏及び米原氏との協議を経て、2026年7月10日、当社に対し、本価格変更の予定を伝達したとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年7月17日、本価格変更を決定したとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討・交渉の経緯

(訂正前)

< 前略 >

その後、2026年6月18日、提案者より、本公開買付価格を再度1,220円(同日の前営業日である2026年6月17日の当社株式の終値835円に対して46.11%、直近1ヶ月間の終値単純平均値827円に対して47.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して44.04%のプレミアムを加えた価格)とする旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案価格を最終の検討結果として再度提案する旨の第9回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社は、同日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格1株当たり1,220円は、当社として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を1株当たり1,220円とすることに応諾する旨の回答をいたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、2026年6月18日、提案者より、本公開買付価格を再度1,220円(同日の前営業日である2026年6月17日の当社株式の終値835円に対して46.11%、直近1ヶ月間の終値単純平均値827円に対して47.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して44.04%のプレミアムを加えた価格)とする旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案価格を最終の検討結果として再度提案する旨の第9回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社は、同日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格1株当たり1,220円は、当社として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を1株当たり1,220円とすることに応諾する旨の回答をいたしました。

その後、当社は、2026年7月10日、公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円へ変更することを予定している旨の伝達を受けました。

()判断の内容

(訂正前)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年6月18日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けました(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)。その上で、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びにブルータス・コンサルティングから2026年6月18日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)及び本公開買付価格1,220円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとする旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から、以下の点等を含め慎重に協議及び検討を行いました。

< 中略 >

以上より、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(訂正後)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年6月18日付で答申書(以下「6月18日付答申書」といい、本特別委員会から2026年7月16日付で提出を受けた追加答申書(以下「7月16日付追加答申書」といいます。)と併せて「本答申書」といいます。)の提出を受けました(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)。その上で、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びにブルータス・コンサルティングから2026年6月18日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)及び本公開買付価格1,220円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとする旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された6月18日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から、以下の点等を含め慎重に協議及び検討を行いました。

< 中略 >

以上より、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

その後、当社は、2026年7月10日に公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円へ変更する予定について伝達を受けたことを踏まえ、本価格変更について慎重に協議及び検討を行いました。当社は、協議及び検討の結果、以下の点を踏まえると、本公開買付価格を1,260円とすることは、当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、引き続き、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本価格変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年6月19日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本価格変更後も本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること
- (b) 2026年6月19日以降、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年6月19日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はなく、本公開買付価格を1,260円とすることは公正及び妥当であると考えられること
- (c) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、本価格変更後の本公開買付価格について公正性及び妥当性が認められる旨の意見を述べていること

以上より、当社は、2026年7月17日付の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、引き続き、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得

()特別委員会における検討の経緯

(訂正前)

< 前略 >

そして、本特別委員会は、当社及びプルート・コンサルティングから、提案者の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びプルート・コンサルティングから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

そして、本特別委員会は、当社及びブルータス・コンサルティングから、提案者の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びブルータス・コンサルティングから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026年7月10日に、公開買付者より本価格変更につき当社が伝達を受けたことを受け、同日に特別委員会を開催し、本価格変更について慎重に検討を行ったほか、7月16日付追加答申書の承認に至るまでの間、電磁的方法によりメッセージを送受信する情報通信システム等を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行いました。

() 特別委員会における判断内容

(訂正前)

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年6月18日に、当社取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出いたしました。

< 中略 >

(c) 定義

本書の他の記載にかかわらず、上記(a)及び(b)において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- ・ MBO指針 経済産業省策定の2007年9月4日付「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」
- ・ M & A 指針 経済産業省策定の2019年6月28日付「公正なM & Aの在り方に関する指針」
- ・ 公開買付者 テラ株式会社
- ・ 公開買付者親会社 公開買付者の発行済株式の全てを所有するルナ株式会社
- ・ 公開買付関連当事者 公開買付者、公開買付者親会社、提案者、トミーコーポレーション及び丸の内キャピタルファンドの総称
- ・ 公開買付届出書 公開買付者が2026年6月22日付で提出する予定の公開買付届出書の本答申書作成時点でのドラフト
- ・ 札幌証券取引所 証券会員制法人札幌証券取引所
- ・ 提案者 富山氏及び丸の内キャピタルの総称
- ・ 東京証券取引所 株式会社東京証券取引所
- ・ 当社意見表明プレスリリース 当社が2026年6月19日付で公表する予定のプレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の本答申書作成時点でのドラフト
- ・ 当社株式 当社の普通株式
- ・ 当社グループ 当社及び連結子会社7社の計8社により構成される企業グループ
- ・ トミーコーポレーション 当社の筆頭株主であるトミーコーポレーション株式会社
- ・ 富山氏 当社の代表取締役CEOである富山浩樹氏
- ・ 本株式価値算定書 ブルータス・コンサルティング作成に係る2026年6月18日付株式価値算定書
- ・ 本株式交換 本吸収合併の完了後に実施が予定されている公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換

- ・ 本株式併合 本公開買付け後の状況を踏まえて実施が予定されている、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとすることを目的とする当社株式の併合
- ・ 本公開買付け 公開買付者により実施される予定の、当社株式を対象とする公開買付け
- ・ 本公開買付価格 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格
- ・ 本吸収合併 本自己株式取得後に実施が予定されている公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- ・ 本諮問事項 以下に記載する当社取締役会から本特別委員会への諮問事項
 - 1 本取引の目的は正当性・合理性を有するか(本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかという点を含む。)
 - 2 本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)
 - 3 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか
 - 4 上記1から3を踏まえ、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか
 - 5 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非
- ・ 本譲渡制限付株式 譲渡制限付株式報酬として当社グループの役員が保有する当社の譲渡制限付株式
- ・ 本取引 当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除く。)を取得し、当社を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引
- ・ 本自己株式取得 本株式併合後に実施が予定されている当社による本不応募株式の取得
- ・ 本ヒアリング等 委員会又は委員会の開催期日外において実施したヒアリング、インタビュー、質疑応答等
- ・ 本不応募株式 トミーコーポレーションが所有する当社株式
- ・ ブルータス・コンサルティング 当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング
- ・ 丸の内キャピタル 株式会社丸の内キャピタル
- ・ 丸の内キャピタル3号ファンド 丸の内キャピタルが無限責任組合員として管理・運営し、公開買付者親会社の発行済株式の全てを保有する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合
- ・ 丸の内キャピタルファンド 丸の内キャピタル3号ファンド及びMarunouchi Global Fund III L.P.

(訂正後)

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年6月18日に、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、大要以下(a)から(c)の内容を含む6月18日付答申書を提出し、2026年7月16日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致の決議により、大要以下の(d)から(f)の内容を含む7月16日付追加答申書を提出いたしました。

< 中略 >

(c) 定義

本書の他の記載にかかわらず、上記(a)及び(b)において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- ・ MBO指針 経済産業省策定の2007年9月4日付「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」
- ・ M & A 指針 経済産業省策定の2019年6月28日付「公正なM & Aの在り方に関する指針」
- ・ 公開買付者 テラ株式会社
- ・ 公開買付者親会社 公開買付者の発行済株式の全てを所有するルナ株式会社

- ・ 公開買付関連当事者 公開買付者、公開買付者親会社、提案者、トミーコーポレーション及び丸の内キャピタルファンドの総称
- ・ 公開買付届出書 公開買付者が2026年6月22日付で提出する予定の公開買付届出書の本答申書作成時点でのドラフト
- ・ 札幌証券取引所 証券会員制法人札幌証券取引所
- ・ 提案者 富山氏及び丸の内キャピタルの総称
- ・ 東京証券取引所 株式会社東京証券取引所
- ・ 当社意見表明プレスリリース 当社が2026年6月19日付で公表する予定のプレスリリース「MB0の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の本答申書作成時点でのドラフト
- ・ 当社株式 当社の普通株式
- ・ 当社グループ 当社及び連結子会社7社の計8社により構成される企業グループ
- ・ トミーコーポレーション 当社の筆頭株主であるトミーコーポレーション株式会社
- ・ 富山氏 当社の代表取締役CEOである富山浩樹氏
- ・ 本株式価値算定書 ブルート・コンサルティング作成に係る2026年6月18日付株式価値算定書
- ・ 本株式交換 本吸収合併の完了後に実施が予定されている公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換
- ・ 本株式併合 本公開買付け後の状況を踏まえて実施が予定されている、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとすることを目的とする当社株式の併合
- ・ 本公開買付け 公開買付者により実施される予定の、当社株式を対象とする公開買付け
- ・ 本公開買付け価格 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格
- ・ 本吸収合併 本自己株式取得後に実施が予定されている公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
- ・ 本諮問事項 以下に記載する当社取締役会から本特別委員会への諮問事項
 - 1 本取引の目的は正当性・合理性を有するか(本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかという点を含む。)
 - 2 本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)
 - 3 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか
 - 4 上記1から3を踏まえ、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか
 - 5 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非
- ・ 本譲渡制限付株式 譲渡制限付株式報酬として当社グループの役員が保有する当社の譲渡制限付株式
- ・ 本取引 当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除く。)を取得し、当社を非公開化し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引
- ・ 本自己株式取得 本株式併合後に実施が予定されている当社による本不応募株式の取得
- ・ 本ヒアリング等 委員会又は委員会の開催期日外において実施したヒアリング、インタビュー、質疑応答等
- ・ 本不応募株式 トミーコーポレーションが所有する当社株式
- ・ ブルート・コンサルティング 当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社ブルート・コンサルティング
- ・ 丸の内キャピタル 株式会社丸の内キャピタル
- ・ 丸の内キャピタル3号ファンド 丸の内キャピタルが無限責任組合員として管理・運営し、公開買付者親会社の発行済株式の全てを保有する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合
- ・ 丸の内キャピタルファンド 丸の内キャピタル3号ファンド及びMarunouchi Global Fund III L.P.

(d) 求意見事項に対する本特別委員会の意見

本公開買付価格を1,220円から1,260円とすること(以下「本買付価格変更」という。)を前提としても、2026年6月18日付答申書において当社取締役会に答申した意見に変更はない。

(e) 本特別委員会の意見の理由

(e)-1 . 本公開買付けの公表後に生じた各種事象

本特別委員会は、2026年6月18日付答申書において当社取締役会に答申した意見を変更する必要性の有無を判断するため、当社に対して、本公開買付けの公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して当社から、本公開買付けの公表後に生じた事象として、公開買付者から、2026年6月下旬以降、公開買付者と当社の大株主との間の協議の状況等について共有を受けてきたこと、その結果、2026年7月10日、公開買付者から本買付価格変更について伝達を受けたこと、第三者から、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引に係る買収提案等を受けていないこと、当社が作成した本事業計画の内容には変更は生じていないこと等についての説明があった。

本特別委員会は、改めて、これらの事象が当社の業況や本取引に与える影響等について慎重に議論した。その結果、本特別委員会は、当社の説明に不合理な点は見当たらず、総合的にみて、本公開買付けの公表後に生じた各種事象は、当社が従来目指してきた企業価値向上に重大な影響を与えるものではないと判断した。

(e)-2 . 本取引の目的は正当性・合理性を有する(本取引が当社の企業価値向上に資する。)旨の意見の変更の要否(本諮問事項1関係)

本特別委員会は、本特別委員会における慎重な議論を通じて、本公開買付けの公表後に生じた各種事象を踏まえても、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないと判断した。

そして、本特別委員会は、本買付価格変更を前提としても、2026年6月18日付答申書において本特別委員会が判断した、本取引の実行は当社が認識する経営課題の解決に資することが認められること、他の手法と比較して本取引によることも相当であると考えられること、本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことについては、いずれも本追加答申書作成時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は正当性・合理性を有すると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(e)-3 . 本公開買付けを含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見の変更の要否(本諮問事項2関係)

公開買付価格の変更は、本取引の条件の妥当性が確保されているかどうかの判断に影響を与える可能性があるものであるところ、本買付価格変更は、公開買付価格を引き上げるものである。

そして、本買付価格変更に係る本公開買付価格1,260円は、当社が、ブルータス・コンサルティングより、2026年6月18日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした当社の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本株式価値算定書における市場株価法に基づく算定レンジの上限を上回るものであり、また、DCF法によって算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値にあたる価格である。

さらに、本買付価格変更に係る本公開買付価格1,260円は、東京証券取引所スタンダード市場における本取引の公表日の直前営業日である2026年6月18日の当社株式の終値837円に対して50.54%、直前営業日までの過去1ヶ月の平均終値828円に対して52.17%、直前営業日までの過去3ヶ月の平均終値848円に対して48.58%、直前営業日までの過去6ヶ月の平均終値848円に対して48.58%のプレミアムを加えた金額となっている。これは、2026年6月18日付答申書の作成までにブルータス・コンサルティングから説明があった、2019年6月28日から2026年4月30日までに公表されたMB0の一環として行われる公開買付けにおける事例48件における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準の平均値及び中央値と比較すると、公表日の直前営業日の終値並びに公表日の直前営業日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において、いずれも上回っており、合理的な水準であるといえる。

以上より、本買付価格変更後の公開買付価格はブルータス・コンサルティングにより算定された当社株式の株式価値に照らして、引き続き一定の合理的な水準にあること(特に、収益性から企業の本源的価値を測定するDCF法に基づく算定結果のレンジの中央値にあたる金額であること)、本買付価格変更後の本公開買付けは一般株主の全員に対して、過去事例の買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの平均値及び中央値をいずれも上回るプレミアムを乗せた価格による当社株式の売却機会を提供するものであること、及び、2026年6月18日付答申書作成時に本諮問事項2を検討した際に考慮したその他の事由についての評価及び判断についての変更がないことから、本公開買付けを含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(e)-4 . 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられている旨の意見の変更の要否(本諮問事項3 関係)

本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保については、本特別委員会が2026年6月18日付答申書で指摘した、(1)特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得、(2)意思決定のプロセス、(3)当社における独立した検討体制の構築、(4)独立した法律事務所からの助言の取得、(5)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、(6)マーケット・チェック、(7)一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上、(8)強圧性の排除の各項目の内容について、いずれも(但し、(5)については2026年6月18日付答申書作成日時点でのものとして)本追加答申書作成日時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。また、マジョリティ・オブ・マイノリティは、本買付価格変更後においても設定されないものとされているが、上記(1)から(8)に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、同条件が設定されていなくても、引き続き、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと考えられる。

以上より、本特別委員会は、本取引に係る手続の公正性が確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(e)-5 . 本取引の決定は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見の変更の要否(本諮問事項4 関係)

本特別委員会としては、本諮問事項1乃至3において検討を要請されている事項が、本諮問事項4を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項1乃至3について、いずれも2026年6月18日付答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記(e)-2乃至(e)-4において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項4についても、本取引の決定は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(e)- 6 . 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは、相当である旨の意見の変更の要否(本諮問事項 5 関係)

本特別委員会としては、本諮問事項 1 乃至 4 において、本取引の目的の合理性、本取引に係る取引条件の妥当性及び本取引に係る手続の公正性が確認され、かつ、本取引の決定が当社の一般株主にとって公正であることが確認されることにより、本諮問事項 5 を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項 1 乃至 4 について、いずれも2026年 6 月18日付答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記(e) - 2 乃至(e) - 5 において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項 5 についても、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは、相当である旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(f) 用語

本書の他の記載にかかわらず、上記(d)及び(e)において使用される用語は、特段の記載のない限り、上記(c)において定義されたものと同様の意味を有する。

当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

(訂正前)

当社は、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年 6 月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役10名のうち、富山氏を除く 9 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。

当社の取締役のうち富山氏は、本取引の提案者の一人であること、本取引後において実施することを予定している本吸収合併及び本株式交換を経て、公開買付者親会社の持分を有することにより間接的に当社の持分を有することを予定しているトミーコーポレーションの株主及び代表取締役であること、及び、当社の代表取締役社長 C E O であり、本取引後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において提案者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(訂正後)

当社は、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、6 月18日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年7月17日付の当社取締役会において、本価格変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

上記のいずれの当社取締役会においても、当社の取締役10名のうち、富山氏を除く9名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。

当社の取締役のうち富山氏は、本取引の提案者の一人であること、本取引後において実施することを予定している本吸収合併及び本株式交換を経て、公開買付者親会社の持分を有することにより間接的に当社の持分を有することを予定しているトミーコーポレーションの株主及び代表取締役であること、及び、当社の代表取締役社長CEOであり、本取引後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において提案者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

(訂正前)

公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりであるとのことです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約を除き、トミーコーポレーション及び富山氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

- ___ トミーコーポレーションは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- ___ トミーコーポレーション及び富山氏は、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引(以下「競合取引」といいます。)に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(遅くとも3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- ___ 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て(本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を買い付けることができなかった場合、公開買付者、トミーコーポレーション及び富山氏は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- ___ 公開買付者及びトミーコーポレーションは、当社をして、当社の株式につき、スクイズアウト効力発生日後、実務上可能な限り速やかに、本株式分割を実施させること。
- ___ トミーコーポレーションは、本株式分割の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること。
- ___ 公開買付者及びトミーコーポレーションは、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、自ら及び当社をして、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結し、また締結させ、かつ、自ら及び当社をして、本吸収合併のために合理的に必要な一切の行為(吸収合併契約に係る吸収合併契約の承認に係る、当社の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を含みます。)を行い、又は行わせること。

- 公開買付者は、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、公開買付者親会社との間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結し、トミーコーポレーション及び公開買付者は、本株式交換のために合理的に必要な一切の行為(トミーコーポレーションが、本株式交換契約の承認に係る公開買付者の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を行うことを含みます。)を行い、公開買付者親会社をして本株式交換のために合理的に必要な一切の行為を行わせること。

< 後略 >

(訂正後)

本取引基本契約

公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりであるとのことです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約を除き、トミーコーポレーション及び富山氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

(ア)トミーコーポレーションは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。

(イ)トミーコーポレーション及び富山氏は、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引(以下「競合取引」といいます。)に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(遅くとも3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。

(ウ)本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て(本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を買い付けることができなかった場合、公開買付者、トミーコーポレーション及び富山氏は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。

(エ)公開買付者及びトミーコーポレーションは、当社をして、当社の株式につき、スクイーズアウト効力発生日後、実務上可能な限り速やかに、本株式分割を実施させること。

(オ)トミーコーポレーションは、本株式分割の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること。

(カ)公開買付者及びトミーコーポレーションは、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、自ら及び当社をして、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結し、また締結させ、かつ、自ら及び当社をして、本吸収合併のために合理的に必要な一切の行為(吸収合併契約に係る吸収合併契約の承認に係る、当社の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を含みます。)を行い、又は行わせること。

(キ)公開買付者は、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、公開買付者親会社との間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結し、トミーコーポレーション及び公開買付者は、本株式交換のために合理的に必要な一切の行為(トミーコーポレーションが、本株式交換契約の承認に係る公開買付者の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を行うことを含みます。)を行い、公開買付者親会社をして本株式交換のために合理的に必要な一切の行為を行わせること。

< 中略 >

- (注4) 本取引基本契約において、トミーコーポレーションは、上記の不応募義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式の全部又は一部を応募した場合は、トミーコーポレーションは、公開買付者に対し、トミーコーポレーションが本公開買付けに応募した当社株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされているとのことです。

本応募誓約書

公開買付者は、本応募誓約株主から、2026年7月10日付で、本価格変更を前提として、本応募誓約書を受領しているとのことです。本応募誓約書において、本応募誓約株主は、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%)を本公開買付けへ応募し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約しているとのことです。なお、本応募誓約書では、その他、(a)本応募誓約株主は、市場内外での取得を問わず、当社の株式その他の有価証券の買付けその他の取得を行ってはならない旨、(b)本応募誓約株主の秘密保持義務、(c)公開買付者が金商法その他適用ある法令に従い本公開買付けを適法に撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合の本応募誓約書の終了に関する規定等の一般条項が規定されているとのことです。

なお、本書提出日現在、本応募誓約書を除き、公開買付者と本応募誓約株主との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益は存在しないとのことです。

以 上